

広島県教育委員会教育長告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第二項、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の十四第一項及び広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和七年一月二十三日

広島県教育委員会

教育長 篠田 智志

株式会社ペイ ジェント	東京都渋谷区 円山町一九番 一号	令和六年一〇 月二五日	納付事務に係る歳 入等の内容	歳入及び歳入歳出 外現金の納付の委 託を受けることが できる期間
株式会社ペイ ジェント	東京都渋谷区 円山町一九番 一号	令和六年一〇 月二五日	広島県立中学校入 学者選抜料	令和六年一〇月二 八日から令和七年 三月三十一日まで
株式会社ペイ ジェント	東京都渋谷区 円山町一九番 一号	令和六年一〇 月二五日	広島県公立高等学 校入学学者選抜料	令和七年一月二三 日から同年三月三 日まで